

時軍新報

施政の方針と政海の變化

昨日衆議院に於て井上伯が施政の方針を發表し大蔵大臣の演説は如何にも突然の事にして世人の等しく驚く所なる可し政府の政略は其發表前に秘密を守る可きものと勿論なれども從來に於ては秘密々々と云ふ中にも兎角事の漏れ易くして民間に之を窺ひ知るものなきに非ざりしに今回固く守りて意々發表に至るまで何人も感測するを得ざるは政略の宜しきを得たるものと云はざるを得ず其手際は我輩の實地に俾かざる所なり其の方針に就て注意す可きものは地價修正と酒煙草所得三税法の改正にして修正の説は本来反對黨の人々が政府に對する唯一の利器として主張したるものと今回突然政府より提出して之を行はんとするもなれば主客一朝に地を換へたるの姿にして從來の政論黨議は爲めに一變せざるを得ず政海の混雑思ひ見る可し何と云ふにも一昨日以來突然の出來事にして當局の政客中にも急激の際、意見去就の定まらざるものも多かる可し其變態の結果に就ては容易に斷言するを得ずと雖も試に我輩の推測を以てすれば意外なる事も多かる可しと想像せざるを得ず抑も今の地價修正を唱ふるものは一徹に修正論と稱すれども細に其性質を吟味するときは同修正論の中にも自から精神と真にして大凡之を三類に區別す可しが如し即ち第一は眞實に今の地租を以て負擔の重きものと爲し其輕減を望むものにして德川政府の時と比較すれば今日の地價は決して重からず實際に堪へ難きに非ざれども兎に角に全國の割合を平均して獨り自家の地方に偏重なるを覺之を負擔に堪へずと云ふは自然の人情にして誠意誠心より修正を唱ふるものと第二は政費節減の爲めに修正を主張するものにして本来の目的は政費を節して政府の若しめんとするに外ならずれども節減の論亦自ら口實なきを得ず是に於てか地價修正論に一時の人氣盛なるを利して其目的を達せんとするものと第三も亦その目的は修正に非ざれども自家の便利の爲めに姑く之に贊成するものにして即ち地租輕減の如き監獄費國庫支辨の如き又輸出税全廢の如き銘々主張する所の本領はわれども何れにも同意の人数少なくして議會に過半数を得るの見込なきより修正に贊成する其代りに又他の贊成を得んとするの輩にして恰も爲替の方法の如く自他の贊成を交換せんとするものとに外ならず凡そ今の修正論は以上の三類に區別して實際に間違ひなき可し然るに今や事態一變して修正の本城は政府に移り政府自から反對の先鋒を驅るの場合同じりて彼らの論者之去就向背は如何なる可きや其實修正を希望して他意なき第一類のものに恰も年來の希望を一朝に達したるの心遣ひして熱意奮闘ならざるべからざるなり

貴族院議事

第一 公債元利免狀申請の件  
第二 同債申請書提出の件  
第三 同債申請書の件  
第四 同債申請書の件  
第五 同債申請書の件  
第六 同債申請書の件  
第七 同債申請書の件  
第八 同債申請書の件  
第九 同債申請書の件  
第十 同債申請書の件  
第十一 同債申請書の件  
第十二 右議院の調査を付託すべし特別委員の提議  
第十三 右議院の調査を付託すべし特別委員の提議  
第十四 右議院の調査を付託すべし特別委員の提議  
十一月二十九日午前十一時三十分開議  
第一より第十に至る議案は總じて一東となし議長之を期議として之の可否を問ひたるに滿場異議なく可決す第十一議案商法及び商法施行條例中改正并に施行法

山縣司法大臣の說明

諸君、第三回帝國議會に於て議決上奏せられたる民法及び商法の延期法律は先きに議可を経て已に之を公布せり此法律に付いては調査委員を設け政府は速に調査する者へなり然れども商法中會社法、破産法及び手形法は目下本邦商業上の進歩に徴し且つ國家經濟上の生存に於て必要欝くべからざるものと認め我國商業の存続の爲めは今日に始まるものと認め借我國商業の年々之の進歩に徴し且つ國家經濟上の生存に於て必要欝くべからざるものと認め我國商業の存続の爲めは今日に始まるものと認め借我國商業の一身の利益を斷斷せんとするに堪へざるものなり

井上總理大臣臨時代理の說明

政府は權限爭議裁判法を提出せりその趣意たるや殆んど本大臣が殊更に辨明する程の必要はあらざるべしと信ず即ち一方には司法裁判所又行政官廳あり他の一方には行政裁判所ありて各互に職權を受け又獨立の機關として成り立ち恰も三方に鼎立せり双方の間に管轄權の争は生ずるべし然るに斯る場合に於ては行政官廳が之を決定せねばならぬ必要あり既に政府は行政裁判法に於て之を豫期せし進路を追ふて本案を提出せり即ち今はその豫期せし進路を追ふて本案を提出せり即ち今はその豫期せし進路を追ふて本案を提出せり

貴族院の見聞

貴族院の見聞 開會の鳴鈴院内に響いて議員衆多の如く 開會の鳴鈴院内に響いて議員衆多の如く 開會の鳴鈴院内に響いて議員衆多の如く 開會の鳴鈴院内に響いて議員衆多の如く 開會の鳴鈴院内に響いて議員衆多の如く

井上總理大臣臨時代理の說明

政府は權限爭議裁判法を提出せりその趣意たるや殆んど本大臣が殊更に辨明する程の必要はあらざるべしと信ず即ち一方には司法裁判所又行政官廳あり他の一方には行政裁判所ありて各互に職權を受け又獨立の機關として成り立ち恰も三方に鼎立せり双方の間に管轄權の争は生ずるべし然るに斯る場合に於ては行政官廳が之を決定せねばならぬ必要あり既に政府は行政裁判法に於て之を豫期せし進路を追ふて本案を提出せり即ち今はその豫期せし進路を追ふて本案を提出せり

貴族院の休會

貴族院の休會 議事の特別審査委員 貴族院の休會 議事の特別審査委員 貴族院の休會 議事の特別審査委員

特別審査委員及理由

特別審査委員及理由 特別審査委員及理由 特別審査委員及理由 特別審査委員及理由 特別審査委員及理由

豫算委員會

豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

豫算委員會

豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會 豫算委員會

地價修正と長州

地價修正と長州 地價修正と長州 地價修正と長州 地價修正と長州 地價修正と長州

政府委員として清浦司法 貴族院の特別審査委員 貴族院の特別審査委員 貴族院の特別審査委員 貴族院の特別審査委員